

京都市告示第 433 号

京都市市税条例第 27 条の 6 第 4 項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次の表の左欄「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金の区分に応じ、同税の納税義務者がそれぞれ当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

平成 21 年 1 月 22 日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	適用区分
学校法人 京都外国語大学に対する寄附金	京都市右京区西院笠目町 6 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 20 年 1 月 1 日以後に支出された寄附金
学校法人 龍谷大学に対する寄附金	京都市伏見区深草塚本町 67 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 20 年 1 月 1 日以後に支出された寄附金
学校法人 立命館に対する寄附金	京都市中京区西ノ京 梅尾町 1 番地の 7	当該法人の主たる目的である業務	平成 20 年 1 月 1 日以後に支出された寄附金
国立大学法人 京都教育大学に対する寄附金	京都市伏見区深草藤森町 1 番地	当該法人の主たる目的である業務	平成 20 年 1 月 1 日以後に支出された寄附金

(理財局税務部主税課)